

令和2年度 社会福祉施設・事業所等の実地指導の結果【社会福祉法人】

事業の種別	施設・事業所名	運営法人名	実施日	文書指導事項	改善状況
社会福祉法人	志木市社会福祉協議会	社会福祉法人志木市社会福祉協議会	令和3年1月28日	①計算書類と附属明細書で金額が一致しない箇所が認められましたので、金額が一致するように、それぞれ正確に作成してください。 ②計算書類に対する注記のうち、固定資産に係る金額が固定資産管理台帳の金額と一致しない箇所が認められましたので、金額が一致するように、それぞれ正確に作成してください。また、計算書類に対する注記は、各拠点区分ごとにも作成してください。 ③積立金・積立資産明細書には、積立資産についても記載してください。 ④会長又は常務理事が専決で契約する場合には、定款細則の別表の規定に基づき適切に対応するとともに、いずれにも該当しない場合には、理事会の決議を経て契約を締結してください。	いずれも改善済